

佐賀市下水道事業ウォーターPPP基礎調査業務委託特記仕様書

第1章 総則

第1条（適用範囲）

本特記仕様書は、佐賀市（以下「発注者」という。）が発注する佐賀市下水道事業ウォーターPPP基礎調査業務委託（以下「本業務」という。）に適用する。

第2条（業務の目的）

下水道事業においては、老朽化施設の増大、使用料収入の減少、下水道職員の不足等により、下水道事業継続のための執行体制の確保や効率的な事業運営等様々な取組が必要不可欠となっている。このような状況下における解決策の一つとして、民間企業のノウハウや創意工夫を活用した官民連携（PPP/PFI手法）の活用が求められており、特に、令和5年に改定されたPPP/PFI推進アクションプラン（内閣府）では、下水道、水道、工業用水道の分野において「ウォーターPPP」の推進が強く求められている。

本業務は、佐賀市下水道事業において、ウォーターPPPを含む官民連携の導入に関する基礎調査を行うものである。特に、佐賀市で多数存在する下水道施設及びその運営に関して、現状を踏まえた課題を整理すると同時に、官民連携の基本方針を検討するものであり、また、本業務の成果は、今後予定される導入可能性調査及び事業者選定支援のための基礎資料となるものである。

第3条（疑義）

本業務の遂行にあたり疑義を生じた場合は、速やかに担当職員と協議し、その指示に従うものとする。

第4条（前払い）

前払いは契約金額が300万円を超える場合、30%の範囲で払うことができる。

第5条（法令等の遵守）

受注者は、本業務の実施に当たり、関連する法令等を遵守しなければならない。

第6条（業務計画）

受注者は、契約後すみやかに業務計画書を作成し、担当職員に提出して承諾を得なければならない。

なお、業務計画書には、契約図書に基づき、業務概要・実施方針・業務工程表・担当技術者・管理技術者・照査技術者・職務分担表・打合せ計画・連絡体制（緊急時を含む）等を記載すること。承認された事項を変更しようとするときは、その都度承認を受けるものとする。なお、技術者については、資格の登録証書あるいは事業主が認めることを証明する書類を添付するものとする。

第7条（管理技術者、照査技術者及び担当技術者）

受注者は、管理技術者、照査技術者及び担当技術者をもって、秩序正しく業務を行わせるとともに、高度な技術を要する部門については、相当の経験を有する技術者を配置しなければならない。

第8条（関係官公庁その他への手続き等）

- 1 受注者は、業務実施のために必要な関係官公庁その他に対する諸手続きを担当職員と打合せの上、受注者において迅速に処理しなければならない。
- 2 受注者は関係官公庁等から交渉を受けた際、遅滞なくその旨を担当職員に申し出て協議するものとする。

第9条（土地の立入り等）

- 1 受注者が業務のため国、公有又は私有の土地に立入り又は、一時使用する場合はあらかじめ担当職員に報告し、土地所有者の承認を得て行うものとする。
- 2 土地の立入りを行う場合、関係法令に規定する身分証明書を携帯し、関係者の請求があった時はこれを提示しなければならない。
- 3 地元住民と十分協調を保ちいたずらに摩擦等を起こさないよう心掛けなければならない。特に、みだりに地元住民の感情を刺激することがないように言動には十分注意しなければならない。
- 4 作業の必要上生じる土地の使用、伐採、工作物の除去又は一時使用する時はあらかじめ担当職員に報告するとともに、必ず所有者の承諾を得なければならない。この場合、伐採、工作物の除去は最小限にとどめるものとする。

第10条（守秘義務）

受注者は作業の処理上知り得た秘密を他に漏洩してはならない。また成果品はすべて発注者の所有とし、発注者の許可なくして他に公表、貸与及び使用してはならない。

第11条（工程管理）

受注者は、工程に変更を生じた場合には、速やかに変更工程表を提出し、協議しなければならない。

第12条（成果品の審査）

- 1 受注者は、業務完了後に本市の成果品審査を受けなければならない。
- 2 成果品の審査において、訂正を指示された箇所は、ただちに訂正しなければならない。
- 3 業務完了後において、明らかに受注者の責に伴う業務の瑕疵が発見された場合、受注者はただちに当該業務の修正を行わなければならない。

第13条（引渡し）

成果品の審査に合格後、本仕様書に指定された提出図書一式を納品し、本市の検査員の検査をもって、業務の完了とする。

第14条（暴力団関係者による不当介入を受けた場合の措置）

暴力団関係者による不当要求又は工事妨害（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、その旨を遅滞なく発注者及び警察に通報すること。また、暴力団関係者による不当介入を受けたことにより工程に遅れが生じた場合は、発注者と協議を行うこと。

第2章 業務範囲（施設）

第15条（対象面積）

計	5, 134. 5 h a
（公共）	4, 555. 7 h a
（特環）	220. 9 h a
（農集）	357. 9 h a
（個別処理）	集合処理区域を除く全域

第16条（対象施設）

対象施設（既設）

管路	：（公共・特環）約1,080km
	：（農集）約110km、（雨水）約70km
マンホールポンプ場	：（公共・特環）401箇所※
	：（農集）219箇所※
	※宅内ポンプ、宅内真空マス含む
汚水中継ポンプ場	：（公共）9箇所
雨水ポンプ場	：（雨水）4箇所
処理場	：（公共）1箇所、（特環）2箇所、（農集）15箇所
市営浄化槽管理基数	：約4,200基（帰属分含む）

第3章 業務範囲（資料）

第17条（資料の収集・整理）

1（施設情報の収集・整理）

(1) 上位計画・関連計画の収集・整理

業務遂行に必要となる各種計画資料を収集・整理する。なお、以下に示す項目のほかについても収集・整理の必要がある場合は、発注者と協議調整の上整理する。

- ・ 下水道全体計画
- ・ スtockマネジメント計画
- ・ 総合地震対策計画
- ・ 耐水化計画
- ・ 施設再構築に関わる基本計画
- ・ 下水道経営戦略
- ・ その他業務遂行上必要となる資料

(2) 維持管理及び建設改良情報の収集・整理

業務遂行に必要となる各種維持管理及び建設改良資料を収集・整理する。なお、以下に示す項目のほかについても収集・整理の必要がある場合は、発注者と協議調整の上整理する。

- ・ 現行の各種維持管理業務委託仕様書
- ・ 管路の維持管理（清掃、点検、調査、修繕、事故、苦情等）に関する過去3年分程度の実施量・件数、事業費・事業内容及び受託者に関する情報
- ・ 管路の建設改良（更新、長寿命化対策等）に関する過去3年分程度の実施量・件数、事業費・事業内容及び受託者に関する情報

- ・ 処理場・ポンプ場の保全管理（点検、調査、修繕、故障等）に関する過去3年分程度の実施量・件数、事業費・事業内容及び受託者に関する情報
- ・ 処理場・ポンプ場の運転管理（水量、水質、ユーティリティ等）に関する過去3年分程度の実施量・件数、事業費・事業内容及び受託者に関する情報
- ・ 浄化槽の保全管理（点検、調査、修繕、故障等）に関する過去3年分程度の実施量・件数、事業費・事業内容及び受託者に関する情報
- ・ 浄化槽の運転管理（水量、水質、ユーティリティ等）に関する過去3年分程度の実施量・件数、事業費・事業内容及び受託者に関する情報
- ・ その他業務遂行上必要となる資料

第18条（現状把握・課題整理）

1（既存計画の把握と課題整理）

資料収集・整理において取りまとめた各種施設等の年次別スケジュールとその概要の一覧を作成し、各種事業の必要性和事業予定からみた問題点、課題等を確認する。

2（施設の維持管理状況の把握と課題整理）

資料収集・整理及び関係者ヒアリング結果を基に、第16条に示す対象施設の維持管理状況（運転管理、保守・修繕等）を確認し、現状の維持管理における問題点、課題等を確認する。

3（業務執行体制の把握と課題整理）

資料収集・整理及び関係者ヒアリング結果を基に、本市の業務執行体制を把握し、現状及び将来の業務執行体制における問題点、課題等を確認する。

4（関係者へのヒアリング）

市で認識する現在の下水道事業における現状と課題及び官民連携導入における懸念事項について、財務、計画策定、業務執行及び維持管理を所管する担当課へヒアリングを行い、その結果を整理する。また、必要に応じて現在本市の下水道事業に従事する既存民間事業者へのヒアリングを実施する。

5（課題の取りまとめ）

第3章第18条第1項から第4項まで確認した結果を体系的に取りまとめ、各課題に対し官民連携導入における影響（解決課題、継続課題、事業方式検討時の留意事項等）を整理する。

第19条（官民連携事業における基本方針の検討）

1（官民連携事業の整理）

本市の下水道事業において、ウォーターPPPをはじめとした官民連携の適応性を検討するため、下水道事業における官民連携の事例を整理する。また、この中で本市の下水道事業に適応性が高い事業手法を選定する。

2（事業範囲の検討）

官民連携事業の整理の中から本市の下水道事業で適応可能である事業手法において、事業範囲の検討を行う。なお、ウォーターPPPの可能性を検討する際には、管渠に関する維持管理、改築更新等を含めることとする。また、事業範囲に関しては、複数案を設定し、今後の導入可能性調査において活用できるような基礎資料として整理すること。なお、事業範囲については、概略検討のため、最終的に確定させるものではないが、今後の導入可能性調査（検討）において、最有力となる事業範囲を設定する。

3（官民連携事業に対する概略評価）

検討結果を踏まえ、官民連携事業の判断基準となる概略のコスト比較を行うものとする。なお、概略検討のため、これまでの実績等を勘案し、検討を行うものとする。

（1）従来方式の事業費の算定

従来方式の事業手法として「官」が実施した場合の設計費、建設費等を算出するものとする。なお、維持管理費は現在の委託費等を勘案した費用とする。

（2）官民連携事業費の算定

官民連携事業手法をもとに、民間事業者の事業期間中の事業シミュレーションを行うものとする。

（3）コスト比較

従来方式の事業費と官民連携方式の事業費の比較検討を行うものとする。

4（照査）

業務を施行する上で技術資料等の諸情報を活用して業務の高い質を確保し、成果図書に誤りがないよう照査を実施する。

5（報告書作成）

前項までの検討結果を踏まえ、報告書及び参考資料等の取り纏めを行う。なお、報告書作成にあたっては、庁内説明等に必要の概要版を作成する。

6（設計協議）

本業務の設計協議は、着手時、中間（3回）、完了時の合計5回程度とする。また、発

注者及び受注者協議の上、必要に応じて補足的な協議を行うものとする。

第4章 提出図書

本業務の提出図書及び部数を以下に示す。

(1) 報 告 書	2 部	A4版製本
(2) 参 考 資 料	2 部	A4版製本
(3) 議 事 録	2 部	A4版製本
(4) 電 子 成 果	2 部	CD-R

第5章 その他

本業務は、基礎調査業務であるため、受託者は今後発注される官民連携事業における事業者となることを妨げるものではない。また、本業務成果は、全て開示資料（特許等に関わるもの以外）として提供を予定とする。